

はだのブランド認証基準

はだのブランド認証要綱（平成24年4月1日施行）第5条第1項の規定によるはだのブランド認証基準は、以下のとおりとする。

（認証対象）

- 1 はだのブランド認証の対象は、次の各号のいずれかに該当する商品、サービス及び秦野の地域資源に関連づけられた経済的価値のあるもの又は活動であること。
 - (1) 秦野生まれ（秦野市内で生産されたもの、秦野市内で採（捕）れたもの、又はそれらを原料として使用したもの）
 - (2) 秦野育ち（秦野市内で加工されたもの）
 - (3) 秦野発（秦野市内に存するものが発売元、発信元となっているもの）

（審査項目）

- 2 はだのブランドの認証に当たっては、審査項目において優位性が認められること。
 - (1) 理念・姿勢
 - ア 真に秦野にとって良いことを願う心としての秦野魂を持つとともに、秦野の地域活性化に意欲を持つ事業者であること。
 - (2) 独自性・希少性
 - ア 魅力あるネーミング、出荷資材やパッケージのデザイン性、レシピの提案等により、流通、販売段階での優位性があること。
 - イ 希少性を有しており、類似品があっても、品質、味等の特性において、独自性や新規性が認められること。
 - ウ 特許、実用新案、意匠登録、商標登録等の知的財産権を取得又は出願していること。
 - (3) 信頼性・安全性
 - ア 高い信頼性を持った商品、サービスであり、質の高さを維持、向上するための取組や裏付けがあること。
 - (4) 市場性・将来性
 - ア 市場の動向に応じたマーケティング戦略（市場ニーズの把握、商品開発、販路開拓、価格設定、販売促進等）を立案し、具体的な取組を行っていること。
 - イ 将来にわたり、継続的かつ安定的な生産又は販売が見込まれ、その拡大が期待できること。

(品質基準)

3 はだのブランドの認証に当たっては、次の品質基準を満たしていること。

(1) 原材料

発ガン性物質、中毒性物質や環境、生命、健康等へ悪影響を及ぼすことが確認された物質やそれを含む原材料を使用しないこと。

(2) 構造

ア 人体の安全を最大限に配慮した構造で、容易に破損するような構造でないこと。

イ 社会通念上妥当な使用条件及び使用期間において必要な強度と耐久性をもつこと。

ウ 大量生産する場合にも生産品質が安定していること。

(3) 表記

法規に適合する表示（例：家庭用品品質表示法）及び各業界の自主ガイドライン（例：社団法人日本玩具協会玩具安全基準）に準拠する表示をはつきりと、誤解を生じないように行うこと。

(4) 関連法規・業界自主ガイドライン ※1

ア 商品に関連する法規及び各業界の自主ガイドラインの基準を満たすこと。

イ 薬事法に該当すると想定される商品は、同法に適合すること。

ウ PL 法対象製品については PL 保険に加入していること。

※1 関連法規・業界自主ガイドライン（例）

日本工業規格（JIS 法）、不当景品類及び不当表示防止法、家庭用品品質表示法、食品安全基本法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）などの関連法規及び、秦野市優良農産物等登録認証（丹沢はだの名水そだち）、玩具安全基準等の各業界の自主ガイドライン。

附則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。